

市税は納期内に納税を

あなたの税が未来を拓く
福祉や教育をはじめさまざまな行政サービスを提供していくためには、貴重な自主財源である市税収入の確保がとて重要で、市税の滞納は、市の財政を圧迫し、行政サービスに支障をきたすことになりかねません。また、何より、納期内に納税している大多数の納税者との公平性を欠くことにもなり、決して見過ごすことはできません。公平な徴収により納税者の信頼を確保するためにも、滞納整理を推進する必要があります。

●差押えを強化

市では、滞納者に対しての滞納処分(差押えなど)を強化しています。

税金を納期限までに納めなかった場合、まず督促状が送られ、その日から起算して10日を経過した日までにその税金を完納しなかったときには、市は滞納者の財産(預貯金、給与、生命保険、不動産、自動車、動産等)を差押えなければならぬことが法律で定められています。

財産調査の一つに、滞納者の自宅などの「搜索」があります。これは、税を徴収する職員に認められた権限で、裁判所の令状は不要です。搜索時に発見された財産は、差押えされます。自動車のタイヤロックを行う場合もあります。これは、差押えた自動車を実行、使用させないための措置で運行不能状態にするものです。



タイヤロックされた自動車

●事情がある場合は相談ください

病気や失業、事業の廃止、災害にあつたなど、止むを得ない理由(特別な事情)により税金を納期内に納めることが一時的に困難な方は、納期限内に収納対策課まで連絡(来庁)し納税相談を受けてください。

【平成28年度滞納処分の執行状況】

| | |
|-------|--------------|
| 財産調査 | 13706件 |
| 財産差押え | 1009件 |
| 換価件数 | 1735件 |
| 換価金額 | 116960千円 |
| | (平成29年3月末現在) |

【納税・滞納処分Q&A】

- Q1..借金があるから税金が払えません。
A1..法律によって、税金はすべての債務(借金含む)に優先すると定めてあります。別段の定めがある場合を除き、個人債務より税金が優先されます。(地方税法第14条)
- Q2..いきなり差押えはあんまりでないか。
A2..税金は納期内納税が大原則です。納期限が過ぎて20日後には督促状が發送されますが、その日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは「差押えなければならぬ」と明示してあります。(地方税法第331条など)
- Q3..個人の財産を勝手に調べ

て差押えられたが、プライバシーの侵害ではないの?
A3..税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限により調査を受けた金融機関、勤務先、保険会社などの関係機関は、協力しなければならず、財産の調査は、個人情報保護法に関しても情報提供の制限が除かれております。

Q4..小額の滞納でも差押えするの?
A4..金額の大小にかかわらず、税負担の公平性を確保するためにも差押えは行われます。「小額の滞納だから差押えられないはず・・」といった考えはお止めください。

合同公売会のお知らせ

市では、税金の滞納により差し押さえた動産を栃木県と合同で公売します。

●場所：栃木県庁塩谷庁舎401会議室(矢板市鹿島町20-22)

- 日時
 - ①下見会..12月7日(木)10時から12時30分まで
 - ②公売(せり売り)..12月7日(木)午後1時開始(午前12時から午前12時40分までに受付してください)
- 参加条件及び注意等
 - ◎公売に際し、運転免許証など本人確認ができるものと印鑑(認印可)が必要です。また、代理で参加する場合には、委任状が必要となります。
 - ◎売却決定後、直ちに代金と引き換えに公売物品をお渡しします。
 - ◎公売日時までに滞納者が滞納金額を完納した場合、公売は中止となります。
 - ◎公売物品に隠れた瑕疵があつても、栃木県及び各市町は担保責任を負いません。

問 栃木県矢板県税事務所
地方税協働徴収担当
TEL 0287(43)4315



せり売りの様子

**市税等の納税には
口座振替が便利です！**

市では市税等の口座振替による納税をお勧めしています。お手続き完了後は指定の預貯金口座から納期毎に自動で月末の納期限日に振替納税され、とても便利です。

● 口座振替できる税金等
(収納対策課取扱分)

○ 市県民税

○ 固定資産税・都市計画税

(単有・共有名義) ○ 外(名)・代表相続人等、納税義務者は別人扱いとなりますので、それぞれに手続きが必要です。

○ 軽自動車税(車両指定はできません。)

○ 国民健康保険税(世帯主課税のため、世帯主名での手続きが必要です。)

○ 介護保険料

○ 後期高齢者医療保険料

● お申込先(各金融機関の本店・各支店)

足利銀行、栃木銀行、大田原信用金庫、白河信用金庫、鳥山信用金庫、那須信用組合、那須野農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)

● お申込に必要なもの

○ 納税通知書(納税義務者名

に変更がない場合など)

○ 口座振替をする預貯金通帳

○ 通帳届出印

● お申込方法

「大田原市公金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、届出印を押し各金融機関にご提出ください。

● 振替の開始

お申込み月の翌月以降の納期限日から口座振替が開始されます。登録手続きが完了すると、納期限1週間前位に「口座振替開始通知」(葉書)が届けられます。

● ご注意

① 申込時期によっては平成30年度当初納税通知書に納付書が同封される場合があります。

② 「市税等納期限一覧表」に記載のない期別や納期限を過ぎたものは、口座振替できません。

③ 口座振替日に残高不足で振替処理ができなかったときは、「口座再振替通知」を送付し翌月の15日を目安に再振替を行います。

TEL (23) 8639
問 収納対策課 **B** 1階

不動産公売のお知らせ

問 収納対策課 **B** 1階 TEL (23) 8703

| 公告番号 | 売却区分 | 所在 | 地番/家屋番号 | 地目/種類 | 地積/床面積 | 見積価額 | 公売保証金 | 備考 |
|-----------|-------|--------------|----------|-------|--------|-------------|-----------|------|
| 公告第 160 号 | 160-1 | 大田原市今泉字東町 | 5 番 | 田 | 1150㎡ | 500,000 円 | 50,000 円 | 一括換価 |
| | | | 13 番 3 | | 1163㎡ | | | |
| | | | 14 番 | | 1266㎡ | | | |
| 公告第 161 号 | 161-1 | 大田原市羽田字呑内 | 150 番 15 | 田 | 1389㎡ | 450,000 円 | 50,000 円 | — |
| 公告第 162 号 | 162-1 | 大田原市乙連沢字八幡前 | 1420 番 | 田 | 3161㎡ | 540,000 円 | 60,000 円 | — |
| 公告第 163 号 | 163-1 | 大田原市南金丸字下田中 | 499 番 1 | 田 | 1411㎡ | 410,000 円 | 50,000 円 | — |
| 公告第 164 号 | 164-1 | 大田原市奥沢字稲荷原 | 690 番 15 | 田 | 6357㎡ | 2,190,000 円 | 220,000 円 | — |
| 公告第 165 号 | 165-1 | 大田原市下石上字下石上 | 233 番 | 田 | 833㎡ | 1,410,000 円 | 150,000 円 | 一括換価 |
| | | | 234 番 | | 3014㎡ | | | |
| 公告第 166 号 | 166-1 | 大田原市下石上字下石上 | 880 番 | 田 | 4995㎡ | 1,840,000 円 | 190,000 円 | — |
| 公告第 167 号 | 167-1 | 大田原市堀之内字長谷田前 | 675 番 24 | 山林 | 376㎡ | 1,160,000 円 | 120,000 円 | 一括換価 |
| | | | 675 番 28 | 山林 | 314㎡ | | | |
| 公告第 168 号 | 168-1 | 那須塩原市塩野崎新田 | 26 番 9 | 山林 | 88㎡ | 320,000 円 | 40,000 円 | 一括換価 |
| | | | 29 番 11 | | 128㎡ | | | |

● 公売(入札)の日時・場所

日時：平成 30 年 2 月 6 日(火)午前 10 時～ 10 時 10 分 場所：大田原市役所 仮設庁舎 B 棟 1 階会議室

● 公売の参加条件及び注意等

- 入札に際し公売保証金、印鑑、運転免許証など本人確認ができるものが必要です。また、代理で参加する場合には、委任状が必要となります。
- 公売財産の権利移転にかかる登録免許税などは買受人の負担になります。
- 不動産の概要は、登記簿上の表示であり、入札前にあらかじめ公売財産の現況を確認し、関係公簿などを閲覧した上で、入札してください。
- 期日までに滞納者が滞納金額を完納した場合、公売は中止となります。
- 入札前に公売の説明を行いますので、**公売(入札)開始時刻の 20 分前(午前 9 時 40 分)**にご来場ください。
- 公売保証金の納付期限は入札終了時刻の 5 分前(午前 10 時 5 分)となります。
- 公売不動産の境界確認が必要な場合は、買受人が行ってください。
- 落札した不動産について、現地引渡しは大田原市では行いませんのでご了承願います。
- 土地改良賦課金の未納については買受人に承継されますのでご留意ください。

